

平成22年度 第1回京都市公共事業評価委員会 議事概要

第1回委員会では平成18～20年度再評価事業のフォローアップ報告を受けた。

1 日 時 平成22年7月1日（木） 午後1時30分～4時15分

2 場 所 京都ガーデンパレス 2階「祇園」

3 出席者

(1) 委員

小林委員長、岩崎副委員長、奥谷委員、佐伯委員、須藤委員、十倉委員

(2) 市職員

建設局長、建設企画部長、建設企画部担当部長、道路建設部長、事業推進室長、事業推進室担当部長、都市整備部長、水と緑環境部長、ほか関係職員

4 内 容

委員会における質疑応答は、以下のとおりです。

・街路事業「2 中山石見線」

委 員： 墓地の買収について、調整に時間を要しているということだが、具体的にはどういう問題があるのか。

京都市： 墓地については、土地を買収するということではなく、代替地により対応するということで、この代替地については、現在交渉をしている。土地については、三箇寺の共有名義であるが、お墓や水汲み場などの地上物件の所有者が特定できない状況である。

墓地の経営者が実態のない組織になっており、京都市の保健福祉局が所管している。現在、保健福祉局の指導により、経営者として墓地三箇寺と檀家の代表と、地元の自治連の代表者の5者での墓地管理委員会というものを立ち上げ、協議をしている。しかし、一箇寺が地元が入ることについて難色を示しており、説得に当たっているところである。代替地も手配しているので、ここさえ何とかできれば事業は進めていける状況である。

委 員： 一箇寺はなぜ難色を示しているのか。

京都市： 地上の所有権もお寺にあるとのことである。

委 員： 用地の値段交渉が問題ではないということか。

京都市： そうである。

委 員： 完成予定年度は「当初」が平成12年度、「変更」が平成22年度となっているが、用地買収などで手間取っているということか。

京都市： 用地買収については、全体の面積が2万2827m²必要であり、現在2万1532m²、率にしまして94%進捗しているが、用地取得に時間を要している。工事としては、順調に進捗できると考えており、できるだけ早く用地買収をし、事業を収束したいと考えている。

・街路事業「3 御陵六地藏線（第三工区）」

委 員： 国の補助重点化方針の影響により第二工区を優先整備したという補助金の問題と境界確定の問題の二つの理由が書いてあるが、補助金の問題はもうないのか。

京都市： 平成8年度に国のほうから重点化方針というのがあり、今の十条通から南の約420mの区間である第二工区を優先整備する必要があったため、本事業が、平成8年度の時点で補助事業から、京都市の単費事業として実施してきた。しかし、第二工区と第三工区を並列して事業を進めることが、京都市

の財政上、非常に難しかったので、第二工区を優先して整備を実施した結果、平成17年度に供用開始することができた。それ以降については重点的に第三工区に資金を投入して用地買収にかかっているという状況である。

委員： 第三工区の事業費は、京都市の単費事業なのか。

京都市： そうである。

委員： 調書に「平成19年度に事業認可期間を延伸した」とあるが、事業認可期間を延伸したのは第三工区だけか。

京都市： そうである。

・街路事業「2 京阪本線淀駅付近立体交差化事業」

＜質疑応答なし＞

・街路事業「1 竹田街道」

委員： 関連事業の京都高速道路と調整する必要があるから完成時期を待ったということか。

京都市： 高速道路事業と一体で、本事業の用地買収を進めてきた結果、高速道路と同じ今年度になった。

・街路事業「3 I・Ⅲ・25 鴨川東岸線（第二工区）」

委員： この事業の進捗を止めているのは「残る3筆の用地買収」と見えるが、どうなのか。

京都市： 本事業が遅れていたのは、この3筆に限らず、マンションの駐車場が事業区間にあったり、住宅が密集しているため、多くの借家人に移転してもらう必要があったりと、全体的に用地買収に非常に時間を要している状況であり、残り3筆だけが遅れている原因ではない。

委員： 残る3筆の用地買収のめどはどうか。

京都市： 1筆については、三十数人の共有の通路であり、現在鋭意、交渉を進めている。あとの2件については、隣接者が一時、行方不明になっており境界確定ができなかった状況であったが、今年度をめどに完了したいと考えている。

委員： 事業延長が、515mから715mに延びているが、どういうことか。

京都市： 第一工区については、ほとんど完成しているが、本工事との取り合い部分で若干、未完成の部分があった。このままであると、第一工区が未完成の形で残るため、第二工区の中にその延長を足し込んだということである。

委員： 実態は変わらないということか。

京都市： そうである。

委員： 本事業区間の九条通は老朽化が心配なところだが、補強工事を行っているのか。

京都市： 従前の基礎にパイルを打ち込み、それを支持するフーチングをもう1回打ち直しをすることで基礎の補強を行う。また、橋脚についても巻立て等で補強する工法をとっている。

九条跨線橋はかなり年数もたっているのですが、これについては詳細な延命化対策として調査を別途しており、順次、補強対策を実施している。

・土地区画整理事業「8 伏見西部第四地区」

委員： 「平成20年度再評価時点での課題、問題点」で「事業の早期完了を図るため、地権者や地域住民とともに事業計画の見直しを進めており」とあるが、ここで言う「事業計画の見直し」というのが都市計画道路の見直しのことか。

京都市： そうである。住居の移転等ができるだけ少なくなるような形で面的に道路

形態の見直しをしている。今までは都市計画道路は真っすぐな形であったが、国から柔軟な区画整理事業という提案もあり、早期完成を目指すということで調整を行った。

委員： この事業計画の見直しを行い、土地区画整理をして、最終的にどうするつもりなのか。公共施設を設置するということか。また、見直し案を見ると、もう区画整理は必要ないと思うのだが。

京都市： 西側地区は6 mにも満たない狭い道路ばかりで、広い道路が全くない状況である。そこに横大路地区の住居が集中している。また、今ある学校の運動場と校舎が分かれているという問題もあり、この改善に向けて一体的に整備しようと考えている。

ただ、外環状線については、京都市全体の道路交通の円滑化に寄与する幹線道路であるため、早期に着手し、平成9年までに完成している状況である。

委員： 最初は公共施設を設置することが、土地区画整理の目的と思っていたが、道路整備をきちっとして住環境をよくすることが本来の目的なのか。

京都市： そうである。

委員： 桂川の河川改修は終わっているのか。

京都市： 南側はまだ計画がある。ただ、ここの地区については影響がないということで進めている。

・都市公園事業「8 宝が池公園（広域）」

委員： 「完成予定年度」が平成34年度とあるが、都市公園事業というのは何をもって完成というのか。また、「事業採択年度」が昭和49年度、「完成予定年度」は平成34年度になっており、どういう区域を対象とするかなど計画区域の変更や、整備方針の見直しは行っているのか。

京都市： 事業進捗が進んでいない状態であるが、都市公園事業の完成については、128.9ha全面積の整備が完了した時点と考えている。もちろん、完了したところから順次、供用していくので、その部分では維持管理ということが発生する。

委員： ここで「完成予定年度」となっているのは、供用という形が整うのが平成34年度だという意味か。

京都市： そうである。

委員： これだけ長期にわたって自然環境の豊かなところを整備する場合に、整備計画の変更や見直しは当然あり得ると思うが、整備計画の見直しや考え方の変更はないのか。

京都市： 都市計画区域そのものを見直す場合もあるし、都市計画決定した区域以上に開園したりする場合もあり、周辺のニーズなどを加味しながら多少の修正をすることはあるが、基本的には都市計画決定したときの概要、概略で進めているというのが実情である。

委員： 事業認可のところが再評価の対象になると思うが、最終年度の128.9haに至るまでの間に、例えば事業認可のところでの進捗はどれぐらいになるのか。また、事業認可との関係はどうなっているのか。

京都市： 今資料が手元にないので、後日、報告する。

委員： 最終の128.9haの議論をしているが、実際はここでは、事業認可の中での話をするわけである。なので、両方を見て話したときに、事業認可のほうに重点をおく必要があるので、事業認可の情報も少し入れ、その中での進捗がどうかという話をしたほうがいいと考える。

京都市： 都市計画決定と事業認可の区域は違うので、資料を整理し報告する。

・河川事業「5 西羽束師川支川改修工事」

委 員： 河川工事に時間がかかるのは理解しているが、本事業において、遅れているなどの問題はないと理解していいのか。

京都市： 予算的な面で大々的な改修はできず、また、工事も水の少ない時期の施工という制約があり、延長的にはあまり延びないのが現状である。

委 員： 河川工事特有の制約事情などがあっても、用地買収が困難などの特別に障害があるという工事ではないということか。

京都市： そうである。現在、着実に進行しているという状況である。

委 員： 概ね10年に1度の大雨に対しての安全対策について、工事完成まで住民に対する安全は、どのように図られているのか。

京都市： 現在は、10年に1度の大雨にはもたない状況だが、一定水位が上がった場合の状況の周知と河川の浚渫を考えている。平成35年までは、改修事業を進捗させますので、改修が完了した下流に近いところでは効果は出るが、未改修の上流まではなかなかそういう効果が出ない状況である。

委 員： 頑張って進めていただきたい。

・河川事業「6 西高瀬川（有栖川工区）」

委 員： 平成19年度に再評価した時点で発現年度は平成36年度となっていたか。

京都市： 前回の調書のときから2段書きで、「当初」が平成19年度、「変更」が平成36年度となっている。

委 員： 仮設工法の見直しを行い、工程の改善に努めても、やはり「変更」は平成36年度であるのか。

京都市： 河川工事においては、水の少ない時期でないと工事がしにくいなど制約がいろいろあるが、3年分の仮設を一気に1年間でやり、そのかわりに本体工事がその次の2年目、3年目にやるということで、工程的には同じである。今までの工法であると、仮設と本体がどうしても1年間でできず、年度をまたがって施工しているのが実情であった。今回の工法では、重機等は引き上げないといけないが、水が出る時期でも断面的に排水を確保できることから工事ができるということで、年度をまたがることはなくなり、また、若干であるが工期も短くなるということである。

委 員： 費用は高くないのか。

京都市： 工法は変えているが、費用的には変わらない。

委 員： 普通なら、工期を短縮したら安くなるのではないか。

京都市： 工事としての経費が安くつく可能性はある。

委 員： 効果が発現するのが早くなるという意味ではないのか。

京都市： それはいままでの工法でも同じことである。工事の基本は年度内に終えるということであるが、河川工事は年度をまたがるのが常態化している。しかしながら、この工法では、1年目の仮設のときは若干年度をまたぐことになるが、本体工事のときは年度内に終えるような形で進められると考える。

委 員： 工期を短縮するための工法ではないのか。工期が短縮できるような説明に聞こえたが、どちらにしても工期は一緒だということか。

京都市： 工期的には若干、短縮できるものと考えている。しかし、平成36年がどれだけ短くなるのかということまでは精査できていない。確実に言えることは、年度をまたがるのが、ほとんどなくなることである。

委 員： デッキを据えてつくるというのは、例えば施工現場の横に道路があつたりしてうまく仮設作業ができるかどうか条件になる。ところが、民家が両サイドにぐっと寄っているとデッキすらつくれないわけである。今回の工法では、施工の仕方によっては、もしかしたらデッキを張る時間より短くなるだ

ろうということだが、あくまでも出水時期以外の季節しか工事ができないので、長い工期でいうと、工期が短くなったかどうかは議論しにくい面があると思う。

京都市： 年度ごとの繰り越しがなくなるので、単純に言えば短くなる可能性は十分あると考えている。ただ、どれくらいというところまでは精査できていない。

委 員： 短くなることを期待したいということか。

京都市： そうである。

委 員： 河川工事の制約は、道路をつくるときの制約とまた違うということがわかってきた。

京都市： 河川工事は下流から改修しないと効果が発現しないという大きな原則がある。道路工事では、道路ができて家が建ちやすいということがあがるが、川ができて家が建つということはないので、なかなか理解が得られにくい。

・河川事業「7 善峰川」

委 員： ここは流してしまえばいいのだが、下流の住宅地があふれたりして困らないのか。また、自然に近いというのなら、水を溜めるところを設置したりは考えていないのか。

京都市： 善峰川の放流先に小畑川という川があり、この小畑川はすでに改修済みである。その小畑川の流下能力と整合をとった形で善峰川を改修している。また、現在のところ善峰川については、特に水を溜めるといったことは考えていない。

・住宅地区改良事業「20 崇仁北部第四地区」

委 員： 「平成21年度の取組」に「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会を設置」とあるが、メンバーの構成はどうなっているか。

京都市： 市長より検討項目を四つ設け、それについての外部の検討委員会ということでメンバーを選んでいる。メンバーについては地元の自治会とかまちづくりの組織、有識者等学識経験者、一般の公募委員も含め11名の委員で構成している。現在、7回の委員会を開き、7月5日に検討結果を市長に提出する予定である。

委 員： こういう委員会において、住民が参加できるような状況であれば、事業は進捗しやすいと思うが、議論は活発なのか。

京都市： 議論は活発に行われている。

委 員： 7月5日に提案が出るということか。

京都市： そうである。

委 員： 提案を受けて近々に将来ビジョンを策定するのか。

京都市： 京都市が将来ビジョンをつくるのではなく、その将来ビジョンに基づいてこれからまちづくりについての具体的な検討に入っていくということである。

委 員： 将来ビジョンにより、大幅な見直し、あるいは解消するということがあり得るのか。

京都市： 23年度が今回の事業期間になっているので、全体的な事業計画の見直しも含め整理をしていきたいと考えている。

委 員： 本地区は、若い人を中心に人口流出が大きいので、いまから新しいものを建てても空き部屋になるのは目に見えている。そういった問題意識はあると思うので、将来ビジョンを見た上で事業が変わる可能性があるということか。

京都市： そうである。改良事業以外の多様な住宅供給ができるようなものやにぎわいといった面などの施設を考えている。

委 員： 「緑地E」というのはなくなる可能性もあるのか。

京都市： そうである。

委 員： 「住宅地区改理事業と土地区画整理事業の合併施行の導入」とあるが、土地区画整理事業というのはどのへんにあるのか。

京都市： 事業としては、本事業も含めたもう少し広い地区で土地区画整理事業の実施を考えている。その中で、いま買収が進んでいないところの土地を換地で集約することを考えている。

委 員： 土地区画整理事業計画のほうが広い地域を対象にされていて、その中に住宅地区改理事業計画の対象地域が含まれていると理解していいのか。

京都市： そうである。

委 員： 土地区画整理事業計画というのは将来ビジョンに基づいて実施するのか。

京都市： 将来ビジョンの中ではそういった具体的なことはないが、早期終結に向けて土地区画整理の活用を取り入れるというような提案となっている。

委 員： まちのコンセプトは示されるのか。

京都市： それも具体的ではなく、エリアマネージメントなど、これからの検討の方向性についての提案となっている。

委 員： 「土地を売るのは嫌だけれども、かわりの土地を提供してくれるなら移ってもいい」という方に対応できるように土地区画整理事業の手法ができるかどうか、所管部署と折衝中という話を前回の再評価時に質問した記憶がある。国が土地区画整理事業として実施することが「可能である」と言ったということか。

京都市： 合併施行というのは他でもやっているが、今回のように改理事業がかなり進んでいる状態で、後から土地区画整理事業を入れるのは、稀なケースと考える。

委 員： 前回の再評価委員会では、「こういうふうにしたい」というご説明があり、「法的に可能なのか」と確かめた覚えがある。それは可能だということか。

京都市： そうである。

・住宅市街地総合整備事業「９ 東九条地区」

委 員： 本事業は防災性が目的になっているように聞こえるが、先ほどの崇仁北部第四地区と本事業のタイプや趣旨の違いは何か。

京都市： 本事業においては、老朽家屋の解消による住環境の改善や、非常に狭小、狭隘な住宅の密集により道路も狭く袋小路も多く防災性にも非常に問題があるので、あわせて防災性の向上についても整備していくことがこの事業の大きな特色である。

委 員： 崇仁北部第四地区はどうか。

京都市： 現在まで続けてきた事業については先ほどの東九条と同じ目的になると考えている。これからは人口の流出など、改理事業に必要な範囲が大分限られてきた中で、改理事業も完了しながらあとの土地の利活用を考えると地域の活性化をつくっていくことが崇仁北部第四地区のこれからのまちづくりであると考えている。

委 員： いずれにしても住宅密集市街地で、老朽化していて耐震性あるいは防火性に乏しいから道路を築造していく話と思うが、東九条地区ではコミュニティ住宅が入っていて、前者の崇仁北部第四地区はコミュニティ住宅がないのか。

京都市： そうである。

委 員： 京都市の鉄道をまたいで北と南で似たような老朽市街地である。その老朽市街地において従来のコミュニティを維持しながら住環境を整備した場合に、例えば東九条地区はこういうコミュニティ住宅のエリアをつくっていったって、公的なものと合築するという事業に主眼があるのに対して、崇仁北部第四地

区はまちづくり委員会により、ビジョンというか、方針を立てつつ時代の要請に見合っているということである。大きく向いている方針は一緒のはずなのになぜ違うのか。

京都市： 北側の崇仁北部第四地区のほうでは住宅地区改良事業という手法をとり、また、南側の東九条のほうは住宅市街地総合整備事業という手法をとり、根本的に事業が違うということである。住宅地区改良事業というのは特に老朽住宅が密集しているところに対して適用している。具体的には不良住宅の割合が8割以上のところでできる事業になっている。住宅市街地総合整備事業の場合は、そこまで割合が高くなくても実施ができる。住宅の密集度や戸数によって変わってくるが、東九条地区の場合であれば3割以上の老朽住宅があればこの事業が実施できる。実際、東九条地区については事業施行前の不良住宅の割合は67%であった。これは住宅地区改良事業の実施が適用できないという状態であるが、実施できないから問題がないということではない。防災性等、住環境上問題がある場所が一部にあり、その部分だけを京都市で買収し部分的な改善をすることで地区全体の住環境をよくしていく事業である。

委員： いわゆる部分改良によって市街地更生を図っていくことが東九条地区の住宅市街地総合整備事業であるということか。

京都市： そうである。

委員： 防災性等も含めて広いエリアで全体的に改善していくという大がかりなものが住宅地区改良事業で、それは8割という数字上の基準線により事業採択のメニューが分かれているということか。

京都市： そうである。

委員： 入居者はこの地区にもともと住んでいて、家屋を買収、除却された住民なのか。

京都市： そうである。

委員： 入居率はどうか。

京都市： 現在、南岩本市営住宅は、管理戸数50戸に対し、入居戸数42戸と、84%の入居率となっている。また、高瀬川南住宅は、管理戸数75戸に対し54戸が入居しており、入居率は72%となっている。

委員： 買収や除却された戸数を見ると、地域外に出た方が多いのか。

京都市： 今までは6割以上が地区内のコミュニティ住宅に入居し、3割強が地区外に移転している状況である。

委員： 戻るという予定はあまりないのか。また、入居者は高齢者で、出たのは比較的若者ではないか。

京都市： 若者が出て、地区には高齢者が残るという傾向はある。

・ 上下水道事業「11 鳥羽処理区下水高度処理施設整備事業」

＜質疑応答なし＞

・ 上下水道事業「13 伏見処理区下水高度処理施設整備事業」

＜質疑応答なし＞

・ 上下水道事業「14 山科処理区下水高度処理施設整備事業」

＜質疑応答なし＞

・ 下水道事業「15 新川排水区浸水対策事業」

＜質疑応答なし＞

・下水道事業「１８ 伏見大手筋地域合流式下水道改善対策事業」

委 員： 「当初計画に比べて下記の理由により事業が遅れている」とあるが、「完成予定年度」は当初何年だったのかがわからない。どれくらい遅れているのか。

京都市： 高度処理，浸水対策，合流式下水道改善，いずれも息の長い事業である。例えば合流式下水道改善事業では，最終平成３５年と書いているが，平成１６年に下水道法が改正され，合流式下水道緊急改善計画を策定し，平成３５年を目標として合流式下水道改善事業を進めている。平成２１年度に合流式下水道緊急改善計画の見直し（第二期計画）をしており，平成２５年度までの実施を目指している。

委 員： 事業の定義が違う施設が入っていて，その全体を一つの事業と呼んでいるので，事業の定義がわかりにくいのかもしれない。

京都市： 下水道事業の場合，汚い水をきれいにする下水処理や雨水の排除，また，下水処理も単に下水をきれいにするだけではなく，汚泥の処理もある。

様々な事業をまとめて下水道事業であるので，いつ終わるのかと問われたら，終わりのないエンドレスの事業である。下水道整備については，人口普及率で９９．２％となっている。また，処理場では，機械，電気設備を毎日稼働させている。設備は一定年数がくると修理・更新が必要となることから，計画的に改築更新をしていくことになり，終わりのない事業になる。

委 員： 完成年度は書かなくてもいいのではないか。

京都市： 合流式下水道改善では，国は平成３５年を目標に定めている。また，高度処理では，河川流域別に事業を実施している。淀川流域である，京都，大阪等の高度処理については平成３７年を目標に進めている。

委 員： 事業を採択した年度が平成７年度だとすると，平成７年度当時に考えていた完成予定年度は何年なのかということである。

京都市： 例えば，いまの合流式下水道改善について，もともとの事業の完了年度，変更年度というような形で，調書の書き方を考え，次回にはもう少しわかりやすくしたものを出したいと考えている。

委 員： 再評価調書についても，全体とその部分のフォーマットを少し考慮した方がいい。

京都市： 再評価調書も検討する。

